私立学校・学校法人の
認可申請・届出の手引き

～小学校・中学校・高等学校・中等教育学校～

大阪府教育庁私学課

令和８年 12 月

目　　次

１　私立学校行政関連法規　　頁数

・私立学校行政関連法規（管理編）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

・認可・届出事由と申請・届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

・認可申請・届出の根拠　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２　認可申請・届出の様式

・学校廃止認可申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

・学科廃止認可申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

・収容定員に係る学則変更認可申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

・学則変更認可申請書　<広域通信制課程>・・・・・・・・・・・・・・・・13

・学則変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

・位置変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

・住所変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

・名称変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

・校地変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

・校舎変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

・校長変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

・寄附行為変更認可申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

・寄附行為変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

・役員等変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

・登記完了届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

３　その他の様式

・役員変更報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

・寄附行為変更報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

・証明願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

・特定公益増進法人証明申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

・税額控除に係る証明申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

・海外修学（研修）旅行実施計画報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

・海外・身元保証について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

・生徒旅客運賃割引証交付願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

４　添付書類一覧及び書式例　(39～55 頁)

1　私立学校行政関連法規

■私立学校行政関連法規（管理編）

学校法人
・理事会　　私学法3章
・評議員会　　1節～9節
寄附行為

収益事業
（私学法19条）

私立小・中・高・中等教育学校
（学教法2章、4章、5章、6章、7章）

〔教職員〕
・校長（学教則20条、21条、22条）
・副校長・教頭（学教則23条）
・教諭等（教育職員免許法）

〔教育課程〕
・小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）
・中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）
・高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）

〔設備、編成等〕
学教法3条、学教則40条、69条、80条、106条
・小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）
・中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）
・高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）
　校舎面積、運動場面積、教職員数等

〔その他〕
・学校評価（学教法42条、49条、62条、70条）
・情報提供（学教法43条、49条、62条、70条）
・個人情報保護（個人情報保護法）
・学校環境衛生（学校保健安全法6条）
・健康診断（学校保健安全法2章3節）

〔略称〕
学教法⇒学校教育法
学教令⇒学校教育法施行令
学教則⇒学校教育法施行規則
私学法⇒私立学校法
私学令⇒私立学校法施行令
私学則⇒私立学校法施行規則
私学助⇒私立学校振興助成法
登免法⇒登録免許税法
所税令⇒所得税法施行令
法税令⇒法人税法施行令

私立学校審議会
(私学法8条)

諮問事項（私学法7条等）
・学校（課程、学科）の設置、廃止認可
・設置者変更認可
・収容定員に係る学則変更認可
・広域の通信制課程に係る学則変更認可
・学校閉鎖命令
・寄附行為認可
・必要な措置命令
・学校法人解散命令
・収益事業停止命令
・収容定員の是正命令
・予算の変更勧告
・役員の解職勧告　　他

所轄庁（大学等設置法人）
文部科学大臣（私学法4条）

所轄庁
都道府県知事
（私学法4条）
※府は教育長に事務委任

学校法人	〔認可〕 ・寄附行為（私学法23条） ・寄附行為変更（私学法108条3項） ・解散（私学法109条）
	〔届出〕 ・役員等変更（私学令6条） ・登記完了（登記事項変更）（私学令6条1項） ・寄附行為変更（私学法108条5項）
	〔命令〕 ・必要な措置命令（私学法133条）　・収容定員の是正命令（私学助12条） ・学校法人解散命令（私学法135条）　・予算の変更勧告（私学助12条） ・収益事業停止命令（私学法134条）　・役員の解職勧告（私学助12条）
	〔その他〕 ・報告及び検査（私学法136条） ・証明書交付（登免法4条）（学校法人以外も可）
私立小・中・高・中等教育学校	〔認可〕 ・学校（課程、学科）の設置、廃止（学教法4条） ・設置者変更（学教法4条） ・収容定員に係る学則変更（学教法4条） ・広域の通信制課程に係る学則変更認可（学教法4条）
	〔届出〕 ・目的、名称、位置、学則（学教令27条の2） ・経費及び維持方法の変更（学教令27条の2） ・校地・校舎等の権利取得、処分、 現状の重要な変更（学教令27条の2） ・分校の設置、廃止（学教令27条の2） ・校長変更（学教法10条）
	〔報告〕 ・報告の徴収（私学法6条）
	〔命令〕 ・学校閉鎖命令（私学法7条、学教法13条）

■認可･届出事由と申請･届出

事由		必要な申請（届）	注意事項
学校関係認可	学校を廃止しようとするとき	学校廃止認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	課程・学科を設置（廃止）しようとするとき	課程・学科設置（廃止）認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	現在の定員を増加（減少）しようとするとき	収容定員に係る学則変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	広域の通信制課程に係る学則を変更しようとするとき	学則変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
学校関係届出	入学金、授業料の改定、教育課程表の変更を行おうとするとき その他学則記載内容に変更が生じるとき	学則変更届	高校の授業料の値上げを行おうとするときは、必ず事前に私学課に相談すること
	学校の位置を変更しようとするとき	位置変更届	必ず事前に私学課に相談すること 「学則変更届（認可申請）」（位置の記載がある場合）、 「校地（校舎）変更届」、 「寄附行為変更届」（事務所の所在地も変わる場合）も必要
	住居表示により住所が変更されたとき	住所変更届	「学則変更届（認可申請）」（位置の記載がある場合）、 「寄附行為変更届」（事務所の所在地も変わる場合）も必要
	学校の名称を変更しようとするとき	名称変更届	「寄附行為変更届」、「学則変更届（認可申請）」も必要
	校地の買い増し、又は売却をしようとするとき	校地変更届	必ず事前に私学課に相談すること
	校舎の増築（改築）、又は取り壊し等をしようとするとき	校舎変更届	必ず事前に私学課に相談すること
	校長を新たに採用・解職したとき	校長変更届	校長が学校法人の理事になっている場合は「役員等変更届」も必要
大阪府所管法人関係認可・届出	理事・評議員の定数や任期等、理事会に関する規定などを変更しようとするとき その他寄附行為記載内容に変更が生じるとき	寄附行為変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	学校（学科）の名称、事務所の所在地（住所）、公告の方法を変更したとき	寄附行為変更届	学校の名称を変更する場合は「学則変更届（認可申請）」「名称変更届」も必要
	役員等（理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人）が就任（又は重任）したとき	役員等変更届	
	役員等（理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人）が退任したとき（辞任、死亡、解任、任期満了、条項変更を含みます。）		
	登記事項を変更登記したとき	登記完了届	資産総額の変更は、寄附行為で定める日（遅くとも6月末日）までに登記し、私学課に届出すること
その他	登録免許税の免除をうけようとするとき	証明願	
	寄附金控除等をうけようとするとき	特定公益増進法人証明申請、税額控除に係る証明申請	

■認可申請・届出の根拠

１　私立学校の認可申請・届出事項

事　　項		根　拠　法　令	提出部数	備　考
認可	学校の廃止	学教法第4条、学教則第15条	正副各1部	
	課程の設置（廃止）	学教法第4条、学教則第15条	〃	
	学科の設置（廃止）	学教法第4条、学教令第23条、学教則第15条	〃	
	収容定員変更	学教法第4条、学教令第23条、学教則第5条第3項	〃	
	学則変更	学教法第4条、学教令第23条、学教則第5条第2項	〃	
届出	学則変更	学教令第27条の2	〃	
	位置変更	学教令第27条の2	〃	
	住所変更	――――――――――――――	1部	
	名称変更	学教令第27条の2	正副各1部	
	校地変更	学教令第27条の2、学教則第6条	〃	
	校舎変更	学教令第27条の2、学教則第6条	〃	
	校長変更	学教法第10条、学教則第27条	〃	

２　学校法人の認可申請・届出事項（大阪府所轄法人のみ）

事　　項		根　拠　法　令	提出部数	備　考
認可	寄附行為の変更	私学法第108条第3項、私学則第44条	正副各1部	
届出	寄附行為の変更	私学法第108条第5項、私学則第46条第2項	〃	
	役員等変更	私学令第6条、私学則第61条	〃	
	登記完了	私学令第6条第1項、私学則第61条	〃	

３　その他

事　　項	根　拠　法　令	提出部数	備　考
役員等変更報告	――――――――――――――	1部	※
寄附行為変更報告	――――――――――――――	〃	※
証明願	登免法第4条	正副各1部	
特定公益増進法人証明申請	所税令第217条4号、法税令第77条4号	〃	
税額控除に係る証明申請	租税特別措置法施行令第26条の28の2	1部	
海外修学（研修）旅行実施計画報告	――――――――――――――	1部	
生徒旅客運賃割引証交付願	――――――――――――――	1部	

※大阪府所管法人以外の法人は提出してください。

２　認可申請・届出の様式

□　各様式の形式はＡ４版

□　所轄庁に対して認可申請又は届出をしなければならない事項のうち、主なものの様式を示したもの。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

《　学 校 名　》廃 止 認 可 申 請 書

このたび、《　学 校 名　》を廃止したいので、学校教育法第４条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第１５条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

〔提出部数〕　　正副各１部

〔記載項目〕（必要に応じて添付書類をつけてください）

１　廃止の理由

２　廃止年月日

３　生徒（児童）の処置方法

４　指導要録の引継ぎ方法

５　教職員の処置方法

６　資産の処置方法

〔添付書類〕
(1)　理事会等の決議録
(2)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

学 科 廃 止 認 可 申 請 書

このたび、《　学 校 名　》の《　学 科 名　》を廃止したいので、学校教育法第４条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第１５条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

〔提出部数〕　　正副各１部

〔記載項目〕（必要に応じて添付書類を付けてください）

１　廃止の事由

２　廃止年月日

３　生徒の処置方法

４　指導要録の引継ぎ方法

５　教職員の処置方法

６　資産の処置方法

７　学則変更条文新旧比較表

〔添付書類〕

(1)　学則（変更前の学則の全文）
(2)　理事会等の決議録
(3)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

収容定員に係る学則変更認可申請書

このたび、《　学 校 名　》の収容定員に係る学則を変更したいので、学校教育法第４条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第５条第３項の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

〔提出部数〕　正副各１部

〔記載項目〕（必要に応じて添付書類をつけてください）

１　変更事由書

収容定員を変更する事由（当該校の施設の整備状況等）を具体的に記載すること。

２　収容定員変更の要項

①　収容定員変更の内容　　（現況は　　年５月１日現在）

学科名	変更前		変更後		現況	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
合計						

②　経費の見積もり及び維持方法

*（記載例）*経費は別紙収支予算のとおり、授業料、入学金等をもって維持し、不足があれば、設置者の責任において負担する。

③　変更年月日

３　教職員組織の変更の内容

区分	変更前		変更後	
	専任	兼任	専任	兼任
校長				
教頭				
教諭				
講師				
養護教諭				
実習助手				
事務職員				
学校医				
学校歯科医				
学校薬剤師				
その他				
合計				

※兼任とは、他校(同一法人の学校含む)の専任教員等他に本務を有する非常勤職員等、専任以外の職員をいう。専任とは、原則として同一校で週５日以上勤務するものをいう。

4　学則変更条文新旧比較表

新　条　文	旧　条　文
第〇条　この《　*学校名*　》の生徒（児童）定員は総定員〇〇名とする。 第〇条　この《　*学校名*　》に次の教職員を置く。 1　校長　　1名 2　教頭　　〇名 3　教諭　　〇名以上 〇　校医、歯科医、薬剤師 附則 〇令和　　年　　月　　日　一部改正	第〇条　この《　*学校名*　》の生徒（児童）定員は総定員〇〇名とする。 第〇条　この《　*学校名*　》に次の教職員を置く。 1　校長　　1名 2　教頭　　〇名 3　教諭　　〇名以上 〇　校医、歯科医、薬剤師

※*変更部分に下線をひくこと。*

5　施設の概要

①　校　　地

種別		所在地	面積（㎡）			備考
			専用	共用	計	
校舎敷地						
運動場	校内運動場					
	体育館等					
	校外運動場					
その他						
計						

② 校　　舎

用　　途	室数	面　積　（　㎡　）			備　　考
		専　用	共　用	合　計	
普 通 教 室					
○ ○ 教 室					
体　育　館					
図　書　室					
職　員　室					
保　健　室					
そ　の　他					
合　　計					

（注）1　校舎の増改築工事を伴う場合は、工事完了後の室数及び面積を記入し、工事中の内容を備考欄に記入すること。

2　特別教室については、それぞれ室名を記入すること。

③ 飲料水

*（記載例）*市上水道を使用

〔添付資料〕

(1) 学則（変更前の学則の全文）
(2) 教職員名簿
(3) 予算書（申請年度分並びに申請年度の翌年度分及び翌々年度分）
(4) 校地・校舎等の図面（Ａ３版又はＡ４版）

増改築工事を伴う場合は、増改築後の予定図面とすること。

・付近見取図
・配置図　有効運動場を明示の上、運動場面積を求積すること。
・平面図　校舎の建築面積及び延床面積を求積すること。
　　延床面積は、５②校舎の床面積の合計と一致すること。
　　各室の用途及び面積を記入すること。

(5) 土地・建物の登記簿謄本
(6) 理事会等の決議録
(7) 事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

学　則　変　更　認　可　申　請　書

このたび、《　*学 校 名*　》の学則を変更したいので、学校教育法第４条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第５条第２項の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由　*※理由を具体的に明記すること*

２　変更年月日

３　変更条文新旧対照表

新　　条　　文	旧　　条　　文
第〇条	第〇条

※変更部分に下線をひくこと。

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　理事会等の決議録
(2)　変更後の学則
(3)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

学　則　変　更　届

このたび《　*学 校 名*　》の学則を変更したいので、学校教育法施行令第２７条の２の規定に基づきお届けします。

記

１　変更の理由　*※理由を具体的に明記すること*

２　変更年月日

３　変更条文新旧対照表

新　　条　　文	旧　　条　　文
第〇条	第〇条

※変更部分に下線をひくこと。

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　理事会等の決議録
(2)　変更後の学則
(3)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

位　置　変　更　届

このたび《　学 校 名　》の位置を変更したいので、学校教育法施行令第２７条の２の規定に基づきお届けします。

記

１　変更の理由　※*理由を具体的に明記すること*

２　新位置
　　旧位置

３　変更年月日

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1) 理事会等の決議録
(2) 移転後の校地、校舎の権利を証する書類
(3) 移転後の校地、校舎の図面（地積図、運動場面積図等）
(4) 事務担当者連絡票
〔備　　考〕
併せて「学則変更届」又は「学則変更認可申請書」（位置の記載がある場合）、「校地（校舎）変更届」、「寄附行為変更届」（学校の位置の記載がある場合、法人の事務所の所在地も変わる場合）の提出も必要

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

住　所　変　更　届

このたび住居表示の実施（変更）により、《　学 校 名　》の住所が下記のとおり変更されたのでお届けします。

記

１　新住所

２　旧住所

３　変更年月日

〔提出部数〕　　１部
〔添付書類〕
事務担当者連絡票
〔備　　考〕
併せて「学則変更届」又は「学則変更認可申請書」（位置の記載がある場合）、「寄附行為変更届」（学校の位置の記載がある場合、法人事務所の所在地も変わる場合）の提出も必要

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

名　　称　　変　　更　　届

このたび《　学 校 名　》の名称を変更したいので、学校教育法施行令第２７条の２の規定に基づきお届けします。

記

１　変更の理由　*※理由を具体的に明記すること*

２　新名称
　　旧名称

３　変更年月日

〔提出部数〕　　正副各１部

〔添付書類〕

(1) 理事会等の決議録
(2) 事務担当者連絡票

〔備　　考〕

併せて「寄附行為変更届」、「学則変更届」又は「学則変更認可申請書」の提出が必要

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理 事 長 名

校　地　変　更　届

このたび《　学 校 名　》の校地を変更したいので、学校教育法施行令第２７条の２の規定により、同法施行規則第６条の規定に基づく関係書類を添えてお届けします。

記

１　変更の理由　*※理由を具体的に明記すること*

２　使用目的

３　変更年月日

４　増加（減少）校地

区　　分	面　積　（　㎡　）			所　　在　　地
	自己所有	借　　用	計	
旧　校　地				
増　減　地				
合　　計				
運動場面積（　㎡　）	変更前　（　　）			変更後　（　　）

（注）増減地については、筆ごとに記載すること。減少の場合は△を付すこと。
運動場面積については、借用がある場合、（　　）内に面積を記入すること。

〔提出部数〕　正副各１部

〔添付書類〕

(1) 理事会等の決議録
(2) 校地の権利を証する書類（売買契約書、土地登記簿謄本等）
(3) 収支予算書（予算措置を講じたもの）
(4) 図面（地積図、近況図、運動場図、校舎の配置図）
(5) 校外校地については、利用及び整備の計画書（校内地から公共交通機関を利用した所要時間についても記載すること）
(6) 事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理 事 長 名

校　舎　変　更　届

このたび《　学 校 名　》の校舎を変更したいので、学校教育法施行令第２７条の２の規定により、同法施行規則第６条の規定に基づく関係書類を添えてお届けします。

記

１　変更の理由　*※理由を具体的に明記すること*
２　使用目的
３　位置
４　構造
５　着工・竣工年月日
６　面積

（単位：㎡）

区　　分	校 舎 建 築 面 積	校 舎 延 床 面 積
現　有　校　舎		
撤　　去		
新　　設		
合　　計		
運　動　場　面　積	変更前	変更後

※校舎建築面積には、登記事項証明書（登記簿謄本）に記載されている面積を記載すること。

〔提出部数〕　　正副各１部

〔添付書類〕

(1)　理事会等の決議録
(2)　工事見積書及び工事請負契約書
(3)　収支予算書（予算措置を講じたもの）
(4)　図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図、現況配置図）
(5)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

校　長　変　更　届

このたび《　学 校 名　》の校長を下記により採用・解職しましたので、学校教育法第１０条の規定により、同法施行規則第２７条の規定に基づく関係書類を添えてお届けします。

記

１　新校長名
　　旧校長名

２　新校長の専任・兼任の別（兼任職を記入のこと）

３　採用年月日
　　解職年月日

４　学校教育法施行規則第２１条又は第２２条に基づき採用する時はその理由

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　理事会等の決議録
(2)　新校長の履歴書、誓約書、就任承諾書、教育職員免許状（写）
(3)　事務担当者連絡票

〔備　　考〕
①　専任とは原則として同一校で週５日以上勤務するものをいう。
②　添付書類(2) 教育職員免許状（写）については、学校教育法施行規則第２０条第２号、第２１条又は第２２条による場合は不要。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

寄 附 行 為 変 更 認 可 申 請 書

このたび私立学校法第１０８条第３項の規定により、《　*学校法人名*　》の寄附行為を変更したいので、同法施行規則第４４条の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

〔提出部数〕　　正副各１部（登記事項の変更に係る場合は３部）

〔添付書類〕

※　学校の設置、廃止を伴わない寄附行為変更の場合

(1)　寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類
(2)　寄附行為新旧比較表
(3)　寄附行為上の手続を経たことを証する書類
(4)　現行の寄附行為
(5)　学校法人の登記簿謄本
(6)　事務担当者連絡票

※　学校の設置に伴う寄附行為変更の場合

上記(1)～(5)の書類のほか

(6)　申請時の財産目録
(7)　不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
(8)　不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書
(9)　不動産その他主たる財産についての価格評価書
(10) 寄附行為変更後２年度分の事業計画及びこれに伴う予算書
(11) 寄附行為変更前２年度分の財産目録、決算書
(12) 申請年度の予算書
(13) 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
(14) 納付金調書
(15) 負債償還計画書
(16) 学校法人の設置する学校の学則
(17) 学校法人の設置する学校の位置及び校地を明らかにする書類並びに校舎等の配置図及び平面図
(18) 学校法人の沿革その他参考資料

〔備　　考〕

①　寄附行為変更認可後、変更後の寄附行為（１部）を提出すること。
②　登記事項の変更に係る場合は、登記完了届を提出すること。

〔記載例〕

○　寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この法人は、従来高等学校・幼稚園を設置してきたが、今回新たに○○中学校を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

１　第○条の設置する学校に「○○中学校」を追加する。
２　附則に次のとおり追加する。

附則

○この寄附行為は大阪府教育長の認可のあった日（令和　　年　　月　　日）から施行する。〔第○条、第○条一部改正〕

※　役員等の選任区分に変更が生じる場合は併せて所要の条文改正を行うこと。

○　寄附行為変更新旧比較表

新	旧
第○条　　この法人は前条の目的を達成する‥‥‥学校を設置する。 ○○○　高等学校 ○○○　中学校 ○○○　幼稚園	第○条　　この法人は前条の目的を達成する‥‥‥学校を設置する。 ○○○　高等学校 ○○○　幼稚園

※*変更部分に下線をひくこと。*

○　申請時の財産目録

財産目録（　　年　　月　　日）

1　資産総額	○○，○○○，○○○　円	
(1)　基本財産	○○，○○○，○○○　円	
(2)　運用財産	○○，○○○，○○○　円	
2　負債総額	○○，○○○，○○○　円	
3　正味資産	○○，○○○，○○○　円	
資産内訳		
A　資　　産	○○，○○○，○○○　円	
1　基本財産	○○，○○○，○○○　円	
(1)　校　地	○○○㎡	○○，○○○，○○○　円
(2)　校　舎	○○○㎡	○○，○○○，○○○　円
(3)　図書、教具、備品	○○○点	○○，○○○，○○○　円
2　運用財産	○，○○○，○○○　円	
(1)　現金預金		○，○○○，○○○　円
B　負　　債	○○，○○○，○○○　円	
1　固定負債	○，○○○，○○○　円	
(1)　長期借入金		○，○○○，○○○　円
C　借用財産		
(1)　校　地	○○○㎡	
(2)　校　舎	○○○㎡	

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

寄　附　行　為　変　更　届

このたび、《　*学校法人名*　》の寄附行為を変更したので、私立学校法第１０８条第５項及び同法施行規則第４６条第２項の規定に基づきお届けします。

〔提出部数〕　　正副各１部

〔添付書類〕

(1)　寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類
(2)　寄附行為新旧比較表
(3)　寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
(4)　変更後の寄附行為
(5)　事務担当者連絡票

〔備　　考〕

①　寄附行為で定める学校（学科）の名称の変更、事務所所在地（住所）の変更（所轄庁の変更を伴わない場合のみ)、公告の方法を変更する場合は、この届出によること。
②　登記事項の変更にかかる場合は、登記完了届を提出すること。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

役　員　等　変　更　届

このたび役員等（理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人）を変更しましたので、私立学校法施行令第６条及び同法施行規則第６１条に基づきお届けします。

記

１　変更の内容
（新役員等）　氏名・住所・選任区分（寄附行為第　　条第　　号）・変更の種別
（旧役員等）　氏名・選任区分（寄附行為第　　条第　　号）・変更の種別

２　就任年月日
退任年月日

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　寄附行為上の手続きを経たことを証する書類
(2)　履歴書、就任承諾書
(3)　辞任届
(4)　役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）
(5)　現行の寄附行為
(6)　事務担当者連絡票
〔備　　考〕
①　変更の種別は、就任、重任、任期満了、辞任、解任、解職、死亡、条項変更を記入。
②　代表権のある理事を変更した場合は、法人の登記事項証明書（登記簿謄本）が必要。
③　添付書類(3)については、辞任の場合にのみ必要。死亡の場合は、死亡を法人として確認した書類を添付すること（理事会議事録等で死亡した旨記載がある場合は不要）。
④　添付書類(4)については、役員等別に様式が異なる。個人別の誓約書は必要なく、理事長名にて誓約する１部で構わない。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

《 登 記 事 項 》登 記 完 了 届

このたび組合等登記令第３条の規定に基づき《 *登記事項* 》の登記を完了しましたので、私立学校法施行令第６条第１項及び同法施行規則第６１条の規定に基づきお届けします。

記

１　登記年月日

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　法人の登記簿謄本又は抄本
(2)　事務担当者連絡票

（参考）－組合等登記令－

第２条第２項　組合等が登記しなければならない事項は、次のとおり。
1. 目的及び業務　2. 名称　3. 事務所の所在場　4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格　5. 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由　6. 別表の登記事項の欄に掲げる事項（⇒代表権の範囲等、資産総額、学校の名称）

３　その他の様式

□　各様式の形式はＡ４版

□　文部科学省所轄法人等、大阪府所轄以外の法人からの提出書類及び各種証明願等の様式を示したもの。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

役　員　変　更　報　告

標記について、別添のとおり文部科学大臣あてに届け出ましたので、報告します。

〔提出部数〕　　１部
〔添付書類〕
(1)　所轄庁への届出書の鑑文の写し
(2)　役員の新旧比較表
(3)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

寄 附 行 為 変 更 報 告

標記について、別添のとおり文部科学大臣あてに届け出ましたので、報告します。

〔提出部数〕　　１部
〔添付書類〕
(1)　所轄庁への届出書の鑑文の写し
(2)　寄附行為新旧比較表
(3)　変更後の寄附行為
(4)　事務担当者連絡票

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

証　　明　　願

このたび登録免許税の免除申請をしたいので、下記物件は《　学校法人名　》の設置する《　学校 名　》の校舎（校地）として直接教育の用に供することをご証明ください。

記

１　物件の所在地、家屋番号

２　種類

３　構造

４　物件の面積

５　利用の内容

６　利用開始の年月日

７　将来教育の用に供する予定である場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　本件校舎（校地）の整備計画
(2)　(1)に係る収支計画
(3)　具体的な利用計画

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　不動産登記簿謄本（１部）
(2)　理事会等の決議録（上記７に係るもの）（１部）
(3)　事務担当者連絡票
〔備　　考〕
①　所有権保存（移転）登記後、登記完了届を提出すること。
②　当該申請に係る校地（校舎）変更届を同時に提出すること。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学校法人所在地
学 校 法 人 名
理　事　長　名

所得税法施行令第２１７条第４号及び法人税法施行令第７７条第４号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

当法人は、所得税法施行令第２１７条第４号及び法人税法施行令第７７条第４号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

〔提出部数〕　　正副各１部
〔添付書類〕
(1)　寄付金募集要綱
(2)　寄附行為
(3)　申請年度の予算書
(4)　前年度の収支決算書
(5)　事務担当者連絡票
〔備　　考〕
証明書の有効期限が満了した場合は、募集した寄付金の額及び使途について報告すること。

〔添付書類の様式〕

寄付金募集要綱

1　寄付金の募集目的及び使途

目的

使途

2　寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象

募集目標額

募集区域

募集対象

3　寄付金の募集期間

4　募集した寄付金の管理方法

5　寄付金の募集に要する経費

〔備　　考〕

①　寄付金の募集活動を行わない場合、「募集」を「受入」と読み替えて作成すること。

②　追加募集の場合は、追加する事項のみを記入すること。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

法人の名称　　学校法人
代表者の氏名
設立登記日　　年　　月　　日

税 額 控 除 に 係 る 証 明 申 請 書

租税特別措置法施行令第26条の28の２第１項第２号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請する要件
□　＜絶対値要件（要件１）＞第２号イ（２）に規定された要件
□　＜相対値要件（要件２）＞第２号イ（１）に規定された要件

２　実績判定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　添付書類
＜絶対値要件（要件1）＞
□寄附者名簿（要件1）(様式第２号)
□絶対値要件（要件1）チェック表(様式第３号)
□実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則等）
※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付してください。
□事務担当者連絡票

＜相対値要件（要件2）＞
□寄附者名簿（要件2）(様式第４号)
□相対値要件（要件2）チェック表(様式第５号)
□受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等
（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）
□事務担当者連絡票

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の２第１項第２号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

〔備　　考〕*※提出する際は削除してください。*
手引き、様式等については、大阪府ホームページ「私立学校（園）向けのお知らせ」『学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明（https://www.pref.osaka.lg.jp/o180160/shigaku/info/index.html）』を参照すること。

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学　校　名
校　長　名

海 外 修 学 旅 行 実 施 計 画 報 告

今般、本校の〇年生〇〇〇名が、学校教育活動の一環として《　国　名　》へ旅行することとなりましたので、報告します。

つきましては、必要書類を外務省領事局長あて送付願います。

〔提出部数〕　　１部

〔添付書類〕

(1)　旅行届

(2)　日程表

(3)　事務担当者連絡票

〔備　　考〕

①　本報告は、海外への教育旅行における安全対策として、渡航情報等の提供を外務省から事前に受けるために行うもの。

②　原則として、修学旅行等に出発する日より４０日前までに提出すること。

③　修学旅行ではなく海外研修等の場合は、「海外研修実施計画報告」など文書題名を変更すること。

〔提出方法〕　　電子メール

〔添付書類の記載例〕

旅行届

		記　　入　　欄	備　　考
1	行　き　先	オーストラリア（シドニー、ブリスベン）	※日程表は別添
2	経　由　地 （乗り継ぎ地）	なし（直行便を利用） *※経由地で市内観光等をする場合は行き先に含めることとする。*	
3	期　　間	2024 年 11 月 15 日（金）～11 月 25 日（月）	
4	参　加　人　数	合計 210 人（生徒 200 人、引率教員 10 人）	
5	外務省海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」登録	一行代表者名：外国花子 10 月 1 日に登録済み 生徒に対し、10 月 1 日「たびレジ」登録指導を実施	※旅行中に児童・生徒の携帯電話利用を認めず児童・生徒自身が「たびレジ」を利用できない場合には、一行代表者が「たびレジ」に登録する際に「ツアー引率者」欄に参加する児童・生徒数を正確に入力すること ※一行代表者は旅行引率者等の渡航する者
6	学　　校　　名	私立外務高等学校	
7	学　校　：　住　所	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1	
8	学校：電話番号	（××）××××－××××	
9	学校：連絡責任者氏名	外務太郎（校長）	
10	学校：メールアドレス		
11	学校：夜間緊急連絡先	×××－××××－××××（校長携帯） （××）××××－××××（校長自宅）	
12	フライト番号：往路	AB123 便（成田→ブリスベン）	
13	フライト番号：復路	AB456 便（シドニー→成田）	
14	フライト番号：その他	AB789 便（ブリスベン→シドニー）	
15	取扱旅行会社名	外務旅行	※旅行会社を通さず直接手配している場合は、「取扱い旅行会社名」欄に「直接手配」と記入
16	旅行会社：電話番号	（××）××××－××××	
17	旅行会社：担当者	外国花子	
18	現地代理店　会社名 住所 連絡先 担当者氏名	外務旅行ブリスベン支店 12 ABC Avenue,Brisbane,Queensland Tel(61-7) ××××－×××× John RYOSA	※現地代理店を通さず直接手配している場合は、「該当なし」と記入
19	保　険　会　社　名	外務損害保険株式会社（※代理店は不可）	
20	保険会社：電話番号	（代）（××）××××－××××	
21	現地宿泊先 1 月　日（　） ～　月　日（　）	ABC Hotel 34 EFG St. Brisbane,Queensland,4000 Tel(61-7) ××××－××××	･11/15 生徒・引率教員全員が宿泊 ･11/16-18 は、生徒はホームステイ、引率教員は左記ホテルに宿泊 ･生徒ステイ先は別添
22	現地宿泊先 2 月　日（　） ～　月　日（　）	XYZ Hotel 56 HIJ St. Sydney,N.S.W. 2000 Tel(61-2) ××××－××××	・生徒･引率教員全員が宿泊
23	現地宿泊先 3 月　日（　） ～　月　日（　）	*※ホームステイの場合で、本資料提出時までに生徒のステイ先が未定の場合は、引率教員の滞在先を必ず記載すること*	
24	現地宿泊先 4 月　日（　） ～　月　日（　）		

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学　校　名
校　長　名

海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除について

今般、学校教育活動の一環として《　国　名　》に旅行することとなり、以下のとおり外国人生徒又は学生の身元保証を行ったので、報告します。

身元を保証する外国人生徒リスト

《学校名》

	在留カード番号	在留資格	国籍	氏名			生年月日	性別	旅券番号	入国予定日時		再入国予定港	便名
				Last Name	First Name	Middle Name				日にち	時間		
1													
2													
3													
4													
5													

※氏名、生年月日、性別、旅券番号については、半角・英数字で記載してください。
※氏名については、旅券上Ｌａｓｔ，Ｆｉｒｓｔ、Ｍｉｄｄｌｅネーム順に記載してください。
※生年月日については、年（４ケタ）、月（２ケタ）、日（２ケタ）の順で記載してください。
※性別については、男性は「M」、女性は「Ｆ」と記載してください。

〔提出部数〕　　３部
〔添付書類〕
事務担当者連絡票

［記入例］　*※提出する際は削除してください。*

	在留カード番号	在留資格	国籍	氏名			生年月日	性別	旅券番号	入国予定日時		再入国予定港	便名
				Last Name	First Name	Middle Name				日にち	時間		
1	B12345678	永住者	中国	ABC	DEF	GHI	1994/11/22	M	123456	2016/10/10	10：50	関西国際空港	NH1234

年　　月　　日

大阪府教育長　　様

学　校　名
校　長　名

生徒旅客運賃割引証交付願

このたび、生徒に対する旅客運賃割引証を受けたいので、下記のとおり交付願います。

生徒数（実員）	現在の残数	申請枚数	今回の使用見込期間

〔添付書類〕
事務担当者連絡票

〔備　　考〕　　全日制課程と通信制課程は別葉とすること。

４　添付書類一覧及び書式例

頁数

添付書類一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

決議録例（理事会、評議員会、理事選任機関）　・・・・・・・・・・・・・41

就任承諾書、辞任届（役員等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

就任承諾書、辞任届（校長）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

誓約書（役員等の欠格事由）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

誓約書（校長の欠格事由）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

事務担当者連絡票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

〔参考資料〕親族の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

添付書類一覧

届出 ＼ 添付書類	学則変更届	位置変更届	名称変更届	校地変更届	校舎変更届	校長変更届	寄附行為変更届	役員等変更届	登記完了届
決議録　☆1（理） （評）	○ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ △	○ ○	○ ○	
権利関係書類 （契約書、登記簿謄本等）		○		○	○				
図面		○		○	○				
収支予算書				○	○				
学則	○	△	△						
寄附行為（新）							○		
寄附行為（現行）								○	
履歴書、就任承諾書						○		○	
誓約書						○			
教育職員免許状　☆2						○			
辞任届　☆3						○		○	
法人登記簿謄本								△ ☆4	○
学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面						○			
役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類　☆5								○	
事務担当者連絡票	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△印は、場合によっては必要

☆１　評議員会の決議等を有する場合は、評議員会議事録を添付。

☆２　学校教育法施行規則第２０条第２号、第２１条又は第２２条による場合は不要。

☆３　辞任の場合にのみ必要。死亡の場合は、死亡を法人として確認した書類を添付すること（理事会議事録等で死亡した旨記載がある場合は不要）。

☆４　代表権のある理事を変更した場合は必要。

☆５　就任（重任）に係る役員等がいる場合に必要。役員等別に様式が異なる。

■議事録（決議録）について

1. 理事会

（１）理事会議事録の作成

- 理事会議事録に記載しなければならない事項は、次のとおりです。
 1. 理事会が開催された日時及び場所（私立学校法施行規則第 15 条第 3 項第 1 号）
 - ✧ 当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合は、出席方法も記載。
 （例）Web 会議形式で参加した場合は、その方法により出席したこと。
 2. 次のいずれかに該当するときは、その旨
 - ① 理事会招集を担当する理事（理事長又は理事会招集担当理事）以外の理事による請求に基づき、理事会が招集されたこと（同項第 2 号イ）
 - ② 前記①により請求したものの理事会招集通知が発せられなかった場合における、理事会招集を請求した理事により理事会が招集されたこと（同号ロ）
 - ③ 監事による請求に基づき、理事会が招集されたこと（同号ハ）
 - ④ 前記③により請求したものの理事会招集通知が発せられなかった場合における、監事により理事会が招集されたこと（同号ニ）
 3. 理事会の議事の経過の要領及びその結果（同項第 3 号）
 4. 決議を要する事項について「特別の利害関係を有する理事」があるときは、当該理事の氏名（同項第 4 号）
 5. 次に示す内容について理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - ① 競業及び利益相反取引に関する事項（同項第 5 号イ）
 - ② 監事の意見（同号ロ）
 - ③ 学校法人の業務若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあるときにおける、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関する監事からの報告（同号ハ）
 - ④ 補償契約に基づく補償した理事及び当該補償を受けた理事が行う、当該補償についての重要な事実に関する報告（同号ニ）
 6. 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称（同項第 6 号）
 7. 理事会議長の氏名（同項第 7 号）

- 理事会議事録は、書面又は電磁的記録（文書作成ソフト等を用いた電子ファイル）により作成する必要があります。また、寄附行為のうち「議事録」（理事会）の規定に基づき整えるとともに、理事会の日から 10 年間、事務所への備え置きが必要です。

＜作成例（一部抜粋）＞

（議事録）

第21条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。（略））又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

※　第２項について、議事録の署名担当者を定める場合は次のとおりとしている。

２　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事２人以上及び出席した監事が署名（略）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（２）競業及び利益相反取引の制限

- 理事長や代表業務執行理事を含む全ての理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。また、取引をした理事は当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません（私立学校法第 40 条において準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条及び第 92 条）。

- 「競業」とは、理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となります。

※　次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば、年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましいとされています。

＜「競業」の該当例＞

- ✓　理事が他の学校法人の理事を兼ねて業務を行う場合
- ✓　理事が他の学校法人の教員を兼ねて業務を行う場合
- ✓　収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合　など

- 「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なものです。
 - ➢　「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うことになることから、議事録に賛否を明確に残しておくことが必要です。

＜「利益相反取引」の該当例＞

- ✓　学校法人の業務のために、理事が所有する不動産（土地、建物）を学校法人が賃貸借する場合
- ✓　学校法人が所有する車両を理事に売却する場合
- ✓　学校法人の業務のために、理事から資金を借り入れる場合（この借入に伴い、担保や利息が生じるとき）
- ✓　学校法人が理事の債務保証又は債務引受を行う場合
- ✓　学校法人の理事が他の企業・事務所等を経営する場合において、学校法人が当該企業・事務所等へ業務委託（事務委託）を行うこと、又は顧問契約を締結するとき
- ✓　学校法人の理事が医療法人の理事長を兼ねる場合で、学校法人が園児・児童・生徒の健康診断を当該医療法人に委託するとき　など

- 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができず（私立学校法第 42 条第 3 項）、議決や議事について、一時退席などにより当該理事の参加の制限が必要です。
 - ➢　「特別の利害関係を有する理事」とは、決議をしようとする議案に関して利害関係を有している理事をいいます。また、「特別の利害関係」とは、学校法人と理事との利害が反する事項をいいます（松坂浩史『逐条解説　改正私立学校法三訂版』（特定非営利活動法人学校経理研究会、2020 年）。

（参考）

私立学校法では、「特別の利害関係を有する理事」と類似した「特別利害関係」という用語がありますが、「特別利害関係」は、一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係といったものをいい、「特別の利害関係を有する理事」とは概念が異なる点に注意が必要です（私立学校法第 31 条第 6 項、私立学校法施行規則第 12 条）。

＜FAQ＞

Q1 理事が、他の学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか。理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

A1

理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。

このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q2 「競業」について、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合には、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するとの解釈でよいか。議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

A2

そのような手続きを経ていただくということで差し支えありません。

なお、議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も全て記載するようにしてください。

Q3 利益相反取引に該当する場合、理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。

A3

理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については無効となりますが、

第三者に対しては、その者の悪意を証明しなければ悪意を主張できない（相対的無効）ものと解されています。

なお、当該取引について、事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されています。

Q4 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、どういったタイミングで理事会に諮る必要があるのか。

A4

理事会に諮るタイミングは、各学校法人の判断になりますが、

① 毎年の定例理事会、
② 新しい理事が選任される場合、
③ 任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、
④ 他の職の契約更新・改定時

などが、タイミングとして考えられます。

（３）議事録記載例（理事の選任に関するものを除く。）

※　以下の例に示す学校法人における仮定は、次のとおり。
- ✓　評議員会を理事選任機関とすること。
- ✓　理事長に甲山　乙男が、代表業務執行理事に丙山　甲雄が、業務執行理事に松原　天美が、それぞれ選定されていること。
- ✓　理事会議事録の署名担当者を定めていること。
- ✓　理事会と評議員会で評議員を選任すること。

理　事　会　議　事　録

1. 日　　時　　〇〇年〇〇月〇〇日（〇）　〇〇時〇〇分
2. 場　　所　　〇〇市〇〇町〇〇番地　　〇〇会議室
3. 理事定数　　7 名
4. 出席者　　6 名
　　理事　　甲山　乙男、丙山　甲雄、大阪　太郎、松原　天美
　　堺　花子（Teams による Web 会議システムにより出席）
　　岸和田　次郎（書面により決議に参加）

　　監事　　豊中　三郎、八尾　みなみ
　　会計監査人　池田　四郎
　　その他　　事務局長　豊中　千里、住吉　五郎
5. 欠席者　　1 名
　　理事　　東成　十郎
6. 議長　理事長　　甲山　乙男
7. 決議に特別の利害関係を有する理事
　第 3 号議案　堺　花子
　第 4 号議案　丙山　甲雄

8. 議題
（１）決議事項
　第 1 号議案　令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件
　第 2 号議案　寄附行為変更の件
　第 3 号議案　理事　堺　花子の学校法人〇〇理事長への就任の件
　第 4 号議案　理事　丙山　甲雄との間の不動産売買契約締結の件
　第 5 号議案　理事候補者の選任の件
　第 6 号議案　評議員選任の件
　第 7 号議案　令和〇年度第〇回評議員会の招集の件

（２）報告事項
　報告事項 1　理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事の職務状況報告

9. 議案の経過及びその結果
　寄附行為第〇条の規定に基づき、理事長　甲山　乙男が議長となり、本日の理事会は理事定数 7 名に対して 6 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、理事　堺　花子が〇〇〇〇から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

（第 1 号議案；令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類等の承認の件）
業務執行理事　松原　天美　から、令和〇年度事業報告書（案）、令和〇年度計算書類（案）及びこれらの附属明細書（案）について、説明があった。また、監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について、監事　豊中　三郎及び監事　八尾　みなみ　から説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により令和〇年度事業報告書（案）、令和〇年度 計算書類（案）及びこれらの附属明細書（案）を承認した。

（第 2 号議案；寄附行為変更の件）
代表業務執行理事　丙山　甲雄から、議案資料「寄附行為変更認可申請書（案）」により、寄附行為変更について説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

（第 3 号議案；理事　堺　花子の学校法人〇〇理事長への就任の件）
本議案は理事　堺　花子が特別の利害関係を有する理事に該当するため、本議案の審議中、理事　堺　花子との Teams による通信を終了した。
議長より、理事　堺　花子が本年〇月〇日開催の学校法人〇〇の理事会において、同法人の理事長に就任する予定である旨の報告があった。同法人の事業内容は、下記のとおり当法人と競合しているため、私立学校法第 40 条により準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、本件兼任の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は、以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

記

1	兼任先	大阪府〇〇市〇〇町 1 丁目 1 番地 1 学校法人〇〇
2	主な事業内容	〇〇高等学校の運営
3	就任期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日 延長の際は、別途当理事会へ兼任の承認を諮る
4	その他	（略）

（第 3 号議案に対する理事の賛否について）
甲山理事、丙山理事、大阪理事及び松原理事は賛成、
岸和田理事は反対、東成理事は議決には不参加
なお、本議案に反対した理事の意見は次のとおり。
・岸和田理事：　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（第 4 号議案；理事　丙山　甲雄との間の不動産売買契約締結の件）
第 4 号議案の審議に入る前に理事　堺　花子との Teams による通信を再開し、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認した。また、本議案は理事　丙山　甲雄が特別の利害関係を有する理事に該当するため、本議案の審議中、甲山理事は退席した。
議長より、私立学校法第 40 条により準用する一般社団及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、当法人が所有する不動産（土地・建物）を、当法人より理事　丙山　甲雄氏へ売却を行うことについて、取引の内容等について下記のとおり開示し、本件取引の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は以下のとおりとなった。3 分の 2 を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

記

1	取引の相手方	大阪府〇〇市〇〇町 1 丁目 1 番地 1 理事　丙山　甲雄　氏

2　取引内容　　土地売買契約
3　契約予定日　　令和〇年〇月〇日
4　契約金額　　金〇〇円
5　その他　　（略）

（第 4 号議案に対する理事の賛否について）
甲山理事、大阪理事、松原理事及び岸和田理事は賛成、
堺理事は反対、東成理事は議決には不参加
なお、本議案に反対した理事の意見は次のとおり。
・堺理事：　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（第 5 号議案；理事候補者の選任の件）
議長から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、令和〇年〇月〇日をもって辞任する理事　東成　十郎の後任として茨木　七郎氏を選任することを評議員会に推薦したい旨と、同氏の経歴等について説明があった。審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。

（第 6 号議案；評議員選任の件）
議長から、議案資料 「第〇号評議員の選任について」に基づき、欠員となっている評議員について高槻　八郎氏を選任したいとして、同氏の経歴等について説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。
なお、高槻　八郎氏の任期は、本日より令和〇年度定時評議員会終結時までとなる。

（第 7 号議案；令和〇年度第〇会評議員会の招集の件）
事務局から、議案資料「令和〇年度定時評議員会招集通知（案)」に基づき、事務局案として、定時評議員会を下記のとおり開催したい旨の説明があった。
審議の結果、出席理事全員の賛成により、本議案は可決された。なお、令和〇年度定時評議員会の議題及び議案は、別紙のとおり。
日時　令和〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時〇分から午後〇時〇分まで（予定）
場所　〇〇市〇〇町〇〇番地　　〇〇会議室

（報告事項 1；理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告）
理事会への報告事項として、報告資料に基づき、理事長　甲山　乙男、代表業務執行理事　丙山　甲雄及び業務執行理事　松原　天美から、それぞれの担当職務の執行状況について説明があった。
出席者から特段の意見・質問はなく、報告は終了した。

（議事録署名人）
全出席理事により、本理事会の議事録に署名する理事として、理事　大阪　太郎及び理事　松原　天美を互選した。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和〇年〇月〇日
議事録署名人
議長　　甲山　乙男　　㊞
理事　　大阪　太郎　　㊞
理事　　松原　天美　　㊞
監事　　豊中　三郎　　㊞
監事　　八尾　みなみ　　㊞

2. 評議員会

（１）評議員会議事録の作成

- 評議員会議事録に記載しなければならない事項は、次のとおりです。
 1. 評議員会が開催された日時及び場所（私立学校法施行規則第 23 条第 3 項第 1 号）
 - ✧ 当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合は、出席方法も記載。
 （例）Web 会議形式で参加した場合は、その方法により出席したこと。
 2. 次のいずれかに該当するときは、その旨
 - ① 監事による請求に基づき、評議員会が招集されたこと（同項第 2 号イ）
 - ② 前記①により請求したものの評議員会招集通知が発せられなかった場合における、監事により評議員会が招集されたこと（同号ロ）
 - ③ 評議員による請求に基づき、評議員会が招集されたこと（同号ハ）
 - ④ 前記③により請求したものの評議員会招集通知が発せられなかった場合における、評議員による評議員会が招集されたこと（同号ニ）
 3. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果（同項第 3 号）
 4. 決議を要する事項について「特別の利害関係を有する評議員」があるときは、当該評議員の氏名（同項第 4 号）
 5. 次に示す内容について評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
 - ① 監事の意見（同項第 5 号イ、ニ）
 - ② 監事を辞任した者のその旨及びその理由（同号ロ）
 - ③ 法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときにおける、理事から評議員会に提出される議案等に関する監事による調査に関する報告（同号ハ）
 - ④ 学校法人の業務若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあるときにおける、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関する監事からの報告（同号ホ）
 - ⑤ 会計監査人を解任したときにおける、その旨及び解任の理由に関する監事からの報告（同号ヘ）
 - ⑥ 会計監査人の意見（同号ト、リ及びヌ）
 - ⑦ 会計監査人を辞任した者のその旨及びその理由（同号チ）
 - ⑧ 計算書類及び事業報告書の内容に関する評議員会の意見（同号ル）
 6. 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称（同項第 6 号）
 7. 評議員会議長の氏名（同項第 7 号）
 8. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（同項第 8 号）

- 評議員会議事録も、書面又は電磁的記録（文書作成ソフト等を用いた電子ファイル）により作成する必要があります。また、寄附行為のうち「議事録」（評議員会）の規定に基づき整えるとともに、評議員会の日から 10 年間、事務所への備え置きが必要です。

＜作成例（一部抜粋）＞

（議事録）

第46条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

※　第２項について、議事録の署名担当者を定める場合は次のとおりとしている。

２　議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員２人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（２）議事録記載例（評議員会が理事選任機関である場合）

※　以下の例に示す学校法人における仮定は、次のとおり。
- ✓　評議員会議事録の署名担当者を定めていること。
- ✓　理事会と評議員会で評議員を選任すること。
- ✓　寄附行為変更については、評議員の決議事項とされていること。

評　議　員　会　議　事　録

1. 日　　時　　○○年○○月○○日（○）　○○時○○分
2. 場　　所　　○○市○○町○○番地　　○○会議室
3. 評議員定数　　8 名
4. 出席者　　7 名

評議員　　A 田　B 男、C 山　D 雄、E 藤　F 郎、G 坂　I 美、M 本 O 太
J 村　K 子（Teams による Web 会議システムにより出席）
L 木　N 子（書面により決議に参加）

理事長　　甲山　乙男、代表業務執行理事　丙山　甲雄、
業務執行理事　松原　天美
監事　　豊中　三郎、八尾　みなみ
会計監査人　池田　四郎
その他　　事務局長　豊中　千里、住吉　五郎

5. 欠席者　　1 名

評議員　　O 本　Q 三

6. 決議に特別の利害関係を有する理事

なし

7. 議題

（１）決議事項

第 1 号議案　寄附行為変更の件
第 2 号議案　令和○年度事業報告及び令和○年度計算書類の件
第 3 号議案　理事選任の件

（２）報告事項

報告事項 1　監査報告について

8. 議案の経過及びその結果

出席評議員の互選に基づき、評議員　A 田　B 男が議長となった。議長は、本日の評議員会は評議員定数 8 名に対して 7 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、評議員　J 村　K 子が○○○○から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

（第 1 号議案（決議事項）；寄附行為変更の件）

代表業務執行理事　丙山　甲雄から、議案資料「寄附行為変更認可申請書（案）」により、寄附行為変更について説明があった。

審議の結果、出席評議員全員の賛成により、本議案は可決された。

（第 2 号議案（諮問事項）；令和〇年度事業報告及び令和〇年度計算書類の件）
　業務執行理事　松原　天美から、議案資料「令和〇年度事業報告書及び令和〇年度計算書類」に基づいて説明があった。
　出席評議員から意見はなく、出席評議員全員の賛成により、令和〇年度事業報告書及び令和〇年度計算書類に異議はない旨を決議した。

（第 3 号議案（決議事項）理事選任の件）
　理事長　甲山　乙男から、議案資料「第〇号理事の選任について」に基づき、令和〇年〇月〇日をもって辞任する理事　東成　十郎の後任として茨木　七郎氏を選任することについて推薦したい旨と、 同氏の経歴等について説明があった。
　審議の結果、出席評議員全員の賛成により、本議案は可決された。

（報告事項 1；監査報告について）
　監事　豊中　三郎及び監事　八尾　みなみから、議案資料「令和〇年度監査報告」に基づき、監査の結果を説明した。
　出席者から特段の意見・質問はなく、報告は終了した。

（議事録署名人）
　全出席評議員により、本理事会の議事録に署名する評議員として、評議員　C 山　D 雄及び評議員　E 藤　F 郎を互選した。

　以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和〇年〇月〇日
議事録署名人
議長　　A 田　B 男　　㊞
理事　　C 山　D 雄　　㊞
理事　　E 藤　F 郎　　㊞
監事　　豊中　三郎　　㊞
監事　　八尾　みなみ　　㊞

3. 理事選任機関(理事会又は評議員会を理事選任機関としている場合を除く。)

（１）理事選任機関議事録の作成

- 理事選任機関の議事録の作成にあたっては、理事会及び評議員会の場合を参考に作成する必要があります。
- なお、理事会又は評議員会を理事選任機関としている場合は、前記 1.又は 2.に基づき作成してください。

（２）議事録記載例

※　以下の例に示す学校法人は、理事 2 名及び評議員 3 名により構成された、独立した理事選任機関を設置していることを仮定している。
※　理事選任機関の名称は「理事選任委員会」としている。

理　事　選　任　委　員　会　議　事　録

1. 日　　時　　○○年○○月○○日（○）　○○時○○分
2. 場　　所　　○○市○○町○○番地　　○○会議室
3. 構成員定数　　5 名
4. 出席者　　5 名
　　理事　　甲山　乙男、大阪　太郎
　　評議員　　A 田　B 男、C 山　D 雄
　　J 村　K 子（Teams による Web 会議システムにより出席）

　　その他　　事務局長　豊中　千里、住吉　五郎
5. 欠席者　　0 名
6. 議題
　第 1 号議案　理事選任の件
7. 議案の経過及びその結果

出席評議員の互選に基づき、理事　甲山　乙男が議長となった。議長は、本日の理事選任機関は、構成員定数 5 名に対して 5 名の出席があり、適正な開催であることを宣言した。議長は、評議員　J 村　K 子が○○○○から Teams による Web 会議システムにより出席することを告げ、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認し、議案の審議に入った。

（第 1 号議案；理事選任の件）

事務局から、議案資料「理事の選任について」により、理事候補者の経歴等について説明があった。また、寄附行為第○条第○項の規定に基づき、あらかじめ評議員会において意見を聴取したところ、異議はない旨の意見が示されたことについても併せて説明があった。

審議の結果、出席構成員全員の賛成により、本議案は可決された。

以上で全ての議題が終了し、議長は閉会を宣言した。

令和○年○月○日
議事録署名人
議長　　甲山　乙男　　㊞
理事　　大阪　太郎　　㊞
評議員　　A 田　B 男　　㊞
評議員　　C 山　D 雄　　㊞
評議員　　J 村　K 子　　㊞

就　任　承　諾　書

学校法人〇〇〇〇学園　理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）に下記の任期で就任することを承諾します。

〈任期〉

令和〇年〇月〇日 ～ 〇年度の定時評議員会終結時まで

年　　月　　日

氏　名　　〇〇〇〇　　※

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇　様

辞　　任　　届

私こと一身上の都合により、理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）を辞任いたしたく、以上お届けいたします。

年　　月　　日

氏　名　　〇〇〇〇　　※

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇　様

※署名または記名とする。ただし、設置者の就任事務規定等で他の確認方法を定めている場合は、この限りではない。

就　任　承　諾　書

学校法人〇〇〇〇学園　〇〇学校校長に就任することを承諾します。

年　　月　　日

氏　名　　〇〇〇〇　　※

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇　様

辞　　任　　届

私こと一身上の都合により、〇〇学校校長を辞任いたしたく、以上お届けいたします。

年　　月　　日

氏　名　　〇〇〇〇　　※

学校法人〇〇〇〇学園

理事長〇〇〇〇　様

※署名または記名とする。ただし、設置者の就任事務規定等で他の確認方法を定めている場合は、この限りではない。

履　　歴　　書

年　月　日現在

ふ　り　が　な
氏　　名　　現　住　所
（生年月日・年令）

学歴　昭和　年　月　日　〇〇大学〇〇学部卒業

　　昭和　年　月　日　〇〇大学大学院博士課程修了

職歴　昭和　年　月　日　〇〇高校　講師（ まで）

　　昭和　年　月　日　同　教諭（ まで）

　　平成　年　月　日　同　教頭（現在に至る）

　　令和　年　月　日　〇〇学園理事就任（現在に至る）

賞罰　特になし

【理事が就（重）任する場合】

大阪府教育長　　様

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第３１条第１項各号及び第２項に該当しない者であること

二　監事又は評議員を兼ねる者でないこと

三　理事のうちに、私立学校法第３１条第４項各号に掲げる者が含まれていること

四　理事のうちに，他の２人以上の理事，１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

五　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の３分の１を超えていないこと

年　　月　　日

学校法人〇〇〇〇

理事長　〇〇　〇〇（署名または記名）

※個人別の誓約書は必要なく、理事長、代表執行業務理事、理事の就（重）任に係る誓約書が重複する場合も理事長名にて誓約する１部で構いません。

※「特別利害関係」は，私立学校法第３１条第６項に規定するものをいいます。

【監事が就（重）任する場合】

大阪府教育長　　様

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各監事について，次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第４６条第１項各号に該当しない者であること

二　評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと

三　監事のうちに，他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年　　月　　日

学校法人○○○○

理事長　○○　○○（署名または記名）

※「特別利害関係」は，私立学校法第３１条第６項に規定するものをいいます。

【評議員が就（重）任する場合】

大阪府教育長　　様

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第６２条第１項及び第２項に該当しない者であること

二　私立学校法第６２条第３項各号に掲げる者が含まれていること

三　評議員のうちに、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

四　私立学校法第６２条第３項第１号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと

五　理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えていないこと

六　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていないこと

年　　月　　日

学校法人○○○○

理事長　○○　○○（署名または記名）

※「特別利害関係」は，私立学校法第３１条第６項に規定するものをいいます。

※私立学校法第６２条第３項第２号に掲げる者の該当がない場合は，「私立学校法第６２条第３項各号」は「私立学校法第６２条第３項第１号」と変更することができます。

【会計監査人が就（重）任する場合】

大阪府教育長　　様

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各会計監査人について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第８１条第３項各号に該当しない者であること

年　　月　　日

学校法人○○○○

理事長　○○　○○（署名または記名）

【校長変更届の場合】

大阪府教育長　　様

学校教育法第９条各号に該当しない者であることを誓約する書面

誓　　約　　書

私は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

一　拘禁刑以上の刑に処せられた者

二　教育職員免許法第１０条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三　教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年　　月　　日

学校法人〇〇〇〇

〇〇学校校長　〇〇　〇〇（署名または記名）

（様式自由）

事務担当者連絡票

項目		記載欄
学校法人に関する事項	学校法人名	
	所在地（郵便番号）	
	所在地（住所）	
	代表者（理事長等）氏名	
事務担当者に関する事項	担当者氏名	
	役職名	
	電話番号	
	ＦＡＸ番号	
	電子メールアドレス	

※本様式はあくまで参考でであり、事務担当者連絡票には、担当者氏名、役職名、電話番号、メールアドレス等を記載すること。

〔参考資料〕

〔特別利害関係〕私立学校法施行規則第 12 条参照
１．当該者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
２．当該者の使用人
３．当該者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
４．②③に掲げる者の配偶者
５．①～③までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

三親等以内の親族の範囲

